

○平成十八年国土交通省告示第四百六十六号

地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)附則第七条第六項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

1 地方税法施行規則附則第七条第七項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

一 昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅において行われた耐震改修が地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第十二条第二十項に規定する基準に適合するものであることを、次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める書式により証する書類

イ 当該住宅の所在地を管轄する地方公共団体の長 平成十八年国土交通省告示第四百六十四号別表の書式

ロ 建築士(建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所<sup>ニ</sup>に属する建築士に限るものとし、当該住宅が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。次項において同じ。)、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関(次項において単に「指定確認検査機関」という。)、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関(次項において単に「登録住宅性能評価機関」という。)又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人(次項において単に「住宅瑕疵担保責任保険法人」という。) 昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号別表第二の書式

二 昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅であって、耐震改修が行われたものについて交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書の写し(平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表2-1の1-1耐震等級(構造<sup>ク</sup>躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。)

2 地方税法施行規則附則第七条第十一項第二号に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅において地方税法附則第十五条の九の二第一項に規定する耐震改修が行われたこと及び当該住宅が同項に規定

する認定長期優良住宅に該当することとなったことを、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号別表第二の書式により証する書類とする。

附 則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二二年三月三十一日国土交通省告示第二七四号）

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成二五年三月三〇日国土交通省告示第三三二号）

- 1 この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 地方税法施行規則附則第七条第六項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二六年三月三十一日国土交通省告示第四四五号）

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月三十一日国土交通省告示第二八三号）

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 平成二十九年四月一日前に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が完了した同項に規定する住宅については、なお従前の例による。

附 則 （平成三〇年三月三十一日国土交通省告示第五五三号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （平成三一年三月二九日国土交通省告示第四八八号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和六年三月三〇日国土交通省告示第三一五号）

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 （令和八年三月三十一日国土交通省告示第四六二号）

この告示は、令和八年四月一日から施行する。